

第 3 8 3 7 号議案

第 2 4 2 回福岡県都市計画審議会議案

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (火)

目次

[illegible]

第 3 8 3 7 号議案

5 都 第 1 0 0 8 号
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について付議します。

福岡広域都市計画道路の変更（福岡県決定）について

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（福岡県決定）

都市計画道路中 7・5・2－5 号野口髭園線を廃止する。

理由

別紙の通り

(別紙)

福岡広域都市計画道路を変更する理由（福岡県決定）

（ 7 ・ 5 ・ 2 － 5 号 野口髭園線）

■ 7 ・ 5 ・ 2 － 5 号 野口髭園線

7 ・ 5 ・ 2 － 5 号野口髭園線は、古賀市新原字野口を起点とし、古賀市川原字髭園を終点とする延長約 1,470m、幅員 12m の区画街路です。

本路線については、昭和 47 年に市街化調整区域内の南北方向の交通を分散する道路として都市計画決定しておりますが、社会情勢の変化により、見込まれる交通量が減少し、既存の周辺道路ネットワークで補完することが可能と見込まれるため、今回、全区間を廃止するものです。

